

場面3 被告人（堀江ツトム）質問

裁判官 「最後に被告人質問を行います。それでは、弁護人どうぞ」

弁護人 「あなたは、事件が起きた日、どうしてペンション『向日葵』に泊まったのですか」

被告人 「さやかがそこで働いていることがわかったので。」

弁護人 「さやかさんに会いに行ったということですか。」

被告人 「そうです。」

弁護人 「あなたとさやかさんの関係は。」

被告人 「付き合っていました。」

弁護人 「恋人だったということですか。」

被告人 「はい。」

弁護人 「恋人なのに、なんでわざわざ働いている場所まで会いにいったの。」

被告人 「実は、半年ほど前にさやかと急に連絡がとれなくなったんです。それで、探したんですよ。そしたら、『向日葵』で働いていることがわかったのです」

弁護人 「それで、実際さやかさんと会って話せたのですか」

被告人 「はい。自分が泊まった部屋で一緒に飲みました」

弁護人 「そのとき、どんな話をしたのですか」

被告人 「もう一度、よりを戻そうというようなことです」

弁護人 「彼女はなんと言っていましたか」

被告人 「ちょっと考えさせて欲しい、と言っていました」

弁護人 「彼女は、はっきり断ったと言っていますが、違うのですか。」

被告人 「違います。」

弁護人 「じゃあ、特に冷たい態度をされたことは。」

被告人 「考えさせて欲しいと言ってきてくれたくらいですら、冷たいとは思わなかった

ですけど。」

弁護士 「ということは、二人の間で、揉めるというようなことは何もなかったといことですか。」

被告人 「ええ。終始和やかな感じでしたからねえ。というか、自分は彼女の機嫌をとろうと必死でしたから。そこで揉めたら、本当に別れなくちゃいけなくなるじゃないですか。」

弁護士 「なるほど。じゃあ、特に彼女の態度に腹を立てるようなことはなかったわけですか。」

被告人 「もちろんですよ。」

弁護士 図面を示し

「そうですか。では、ちよつとこの図面を見て下さい。あなたが泊まった部屋はどこですか。」

被告人 「この1号室です。」

弁護士 「(1号室を指して) ここですね。では、この3号室には行きましたか。」

被告人 「行ってません。とにかく3号室に関しては、まったく何の記憶もないので、どう考えても行ったとは思えないんです」

弁護士 「それでは、カーテンに火を点けた記憶は。」

被告人 「もちろん、ありません。」

弁護士 「あなたは随分酔っていたようですが、自信をもって言えますか。」

被告人 「火をつけるなんてことをしていたら、完全に忘れるなんてことは考えられません。」

弁護士 「わかりました。ところで、さやかさんとあなたの話が終わった後なんですが、どうなりましたか。」

被告人 「さやかは、部屋を出て1階に下りていったと思います。」

弁護士 「そのあと、あなたはどうしましたか。」

被告人 「たしか・・・私も1階に下りて行って、ロビーで別のアルバイトの女性と話をしていたと思います。」

弁護人 「その後は。」

被告人 「その後は・・・, その後は、火事騒ぎになったと思います。」

弁護人 「あなたが1階に降りてから、火事の騒ぎになるまで、どのくらいの時間でしたか」

被告人 「多分20分くらいはあったと思いますが」

弁護人 「その20分くらいの間に、あなたは、何か見ましたか。」

被告人 「はい。さやかさんが、階段を昇って1階から2階へ行くところを見ました。」

弁護人 「それは、具体的にいうと、火事騒ぎになるどのくらい前ですか。」

被告人 「正確にはわかりませんが、10分か15分くらい前じゃないかと。」

弁護人 「では、彼女が火事騒ぎの少し前に2階に上がったことは間違いありませんか。」

被告人 「それは間違いありません。」

弁護人 「どうしてそう言えるのですか。」

被告人 「やっぱり、さやかのことは気になってましたから。そのとき、私はロビーにいたので、さやかがロビーを通過するときに気が付いて彼女をよく見てましたから。」

弁護人 「それを見てあなたはどう思ったのですか」

被告人 「何か仕事があって、2階に上がったのかなあ・・・と」

弁護人 「ところで、あなたが、このペンションに来たのは事件のときが何度目ですか。」

被告人 「初めてです」

弁護人 「ペンションの2階の廊下の照明のスイッチの位置、知っていましたか」

被告人 「スイッチの位置ですか。知りませんが」

弁護人 図面を示し

「この物置の中にあるのですが、どうですか。」

被告人 「いやー。そんなところにあつたらわかるはずありません。」

弁護人 「じゃあ、あなたは2階の廊下の電気を消すことはできなかったのですね」

被告人 「そりゃあ、そうですよね」

弁護人 「火事騒ぎのとき、2階の廊下の電気が消えていたことをあなたは知っていますか。」

被告人 「いや、よくわかりません。」

弁護人 「では、あなたが、1階に下りるときは、電気はついていましたか。」

被告人 「はい。」

弁護士 「間違いないですか。」

被告人 「ええ。暗くて廊下を歩けなかったということはなかったですから。」

弁護人 「そうですか。ところで、カーテンの消火が終わった後、あなたはどのようにしたの。」

被告人 「かなり酔いが回って、ロビーのソファで寝ていました。」

弁護人 「それで、駆けつけた警察官に起こされて、警察署まで連れて行かれたんですか。」

被告人 「はい。」

弁護人 「あなたは、警察で一度、『自分が火を点けた』と認めたようですね。」

被告人 「ええ。」

弁護人 「なぜ、やっていないのに、認めちゃったの。」

被告人 「私が警察に連れて行かれたときは、もう朝方になっていましたし、酔っていて、もう眠くて眠くて。」

弁護人 「眠かったから、自分がやったと認めたの。」

被告人 「いや一意識も朦朧としていたし・・・、それに、警察の人は『おまえがやったんじゃないのか』などと怒鳴りながら質問するもんだから、自分がやったと言えばすぐに帰してくれると思ったんですよ。」

弁護人 「あなたが、やったと認めたのはこのときだけですか。」

被告人 「はい。このときだけです。あとはずっと本当のことを言っています。」

弁護人 「ところで、パウロさんはね。火事の現場に駆けつけたとき、あなたが『よく消したえらい！もっと燃えればよかった』などと言っていたと供述していますが、本当にあなたそんなことを言ったのですか。」

被告人 「よく覚えていません。」

弁護人 「そうですか。じゃあ最後にもう一度聞きます。あなたは本当に火を点けていないですね」

被告人 「はい。天に誓ってそのようなことはしていません」

弁護人 「終わります」

裁判官 「では、検察官どうぞ」

検察官 「あなたは、普段お酒をどのくらい飲むのですか」

被告人 「そんなに飲みません」

検察官 「この日はどのくらい飲んだのですか」

被告人 「350ミリのビールを7、8本くらいだったと思います」

検察官 「それは、あなたにとっては多いのですか」

被告人 「ちょっと多いと思います」

検察官 「何でそんなに飲んだのですか。」

被告人 「うーん。彼女と久しぶりに話ができて嬉しかったからかな。」

検察官 「彼女が、あなたとはもう付き合いたくないと言ったからじゃないの？」

被告人 「ええ？違いますよ。」

検察官 「彼女とよりを戻す話がうまくいかなかったから、ヤケ酒だったんじゃないの。」

被告人 「なんでそういう話になるんだよ。」

検察官 「だって、杉田さんは、あなたの再度の交際の申し出を断ったと言ってますよ。」

被告人 「そんなはずはありません。」

検察官 「うーん。じゃあ、杉田さんが嘘をついているということですか。」

被告人 「そうなんですかねえ。そんなことはなかったんですけどねえ。」

検察官 「あなた酔っていたはずなのに、その点はずいぶんはっきり憶えていますね」

被告人 「それくらいは憶えていますよ」

検察官 「ふーん、そうですか。あなたは、自分の部屋で杉田さんと話していたとき、彼女の窃盗の前歴について何か言ったのですか。」

被告人 「よく憶えていません。」

検察官 「杉田さんは、あなたが彼女の前歴の話をしたと言っていますがね。全然思い出せませんか。」

被告人 「じゃあ、会話の流れの中でちょっと出たかもしれませんね。」

検察官 「そうだとすると、なんで前歴の話をする必要があったのですか。」

被告人 「だから、よく憶えていないんですよ。」

検察官 「だって、話がうまくいってればね、そんな彼女の知られたくない過去の話がでるわけないでしょ。やっぱり、彼女は交際をはっきり断ったんじゃないですか。」

被告人 「そんなことはありません。」

検察官 「ふーん、そうですか。ところで、あなたは、先ほど、杉田さんとの話が終わった後、1階に降りて行ってロビーで別のアルバイトの女性と話をしていたと言いましたね。」

被告人 「はあ」

検察官 首を傾げ、
「う～ん。でも彼女の供述調書によると、彼女は当時仮眠室で寝ていたと言っているのですが、本当に彼女と話をしていたのですか。」

被告人 「・・・・・・じゃあ。別のときと勘違いしていたのかなあ。あっそうだ、ロビーで新聞を読んでいたのかな。でもロビーにはいたんすよ。」

検察官 「なんで、今度はそんなに自信がないの。」

被告人 「いや、当時はだいぶ酔っていたので。」

検察官 「だったら、杉田さんが、火事騒ぎの少し前に2階に上がっていくところを見たというのも、自信持っては言えないんじゃないの。」

被告人 「いや・・・・それは憶えています。」

検察官 「ふーん、そうですか。ただ、さっきから聞いているとね、あなた、自分に都合のいいところだけは憶えていて、都合が悪くなると酔っていたから記憶に自信がない、そう言っているように聞こえるんですけどね。」

被告人 「そんなことはありません。」

検察官 「本当は、何も憶えていないということはありませんか。」

被告人 「憶えてるところもあるし、憶えていないところもあります。」

検察官 「ふーん。でもね、逮捕直後にあなたを取調べた警察官によると、当時あなたはロレツが回っていなかったらしいですよ。べっろべろだったんでしょ！杉田さんが2階に上がっていったところとか、本当に見たのですか。」

被告人 「見ましたよ。」

検察官 「まあ、いいでしょう。では、あなたは、先ほど、あなたが1階に降りてから、火事の騒ぎになるまでの時間を20分くらいと答えていますが、それは間違いありませんか。」

被告人 「はい。」

検察官 「酔っばらっていたのに、どうして今度はそんなに自信があるのですか。」

被告人 「大体そのくらいかなあと・・・」

検察官 「大体なのですね。特に根拠があるわけではないということですね。」

被告人 「・・・」

検察官 「もしかしたら少し違うということもあるかもしれないといことですか。」

被告人 「・・・まあ。」

検察官 「それは、酔っていたから!？」(ややバカにした感じで)

被告人 「まあそうですね。」

検察官 「ということは、杉田さんが2階に上がったのが火事騒ぎの起こる10分か15分前というのも、特に根拠はないということですか。」

被告人 (ふてぶてしく)「そうなるんですかね。」

検察官 「そうですね。ところで、あなたには、少年時代、建物に火を点けた前歴がありますね。」

被告人 「はい。でも、それは今回のこととは関係ないでしょう。」

検察官 「でも、あなたは、むしゃくしゃすると火を点ける癖があるんじゃないの。」

被告人 「確かに、高校生のころ、友達とふざけ半分で火を点けたことはありますけど・・・。でも、それっきりです。他にはありません。」

検察官 「しかし、杉田さんは、あなたが酒に酔うと、暴れたり物を壊したりしたりすることがよくあると供述していますよ。」

被告人 「・・・確かに、そういうこともありました。でも、いつもそんなことをしているわけではありません」

検察官 「本件当時も、あなたはかなり酔っていたのでしょうか。」

被告人 「まあ・・・」

検察官 「あなたの過去の行動を見ていると、あなたが火を点けたと疑われてもおかしくないと思いませんか。」

被告人 「そうかもしれませんが・・・やっていないものはやっていないとしかいいようがありませんよ（泣）」

検察官 「当時、酔っていて、記憶も途切れ途切れのあなたがね、本当に自信を持ってそういえるのですか。」

被告人 「だから、火を付けるなんてことしていたら忘れるわけありませんから。」

検察官 「ふーん。随分都合のいい記憶のようですが、まあ、いいでしょう。ところで、あなたは、逮捕時、ズボンのポケットの中にペンション『向日葵』のマッチを持っていましたね」

被告人 「・・・はい」

検察官 「本件の現場にもペンション「向日葵」のマッチ棒が2本落ちていたのですが、聞いてますか。」

被告人 「はい。警察の人や検事さんから聞きました」

検察官 「あなたは、どうして『向日葵』のマッチを持っていたのですか。」

被告人 「たばこを吸うのに使いました。」

検察官 「あなたのバッグにはライターがありましたよ。それなのに、何でわざわざマッチを使う必要があるのですか。」

被告人 「たまたまペンションのマッチがあったから使っただけです。わざわざバッグからライターを出すのは面倒でしょ。」

検察官 「あなたの言うことが本当だとすると、放火に使われたマッチと同じマッチを、偶々あなたが所持していただけ、ということになりますか。」

被告人 「そうですね。」

検察官 「犯行に使われたマッチとあなたが所持していたマッチは、いずれも宿泊客用なんですよ。で、当日の客はあなただけ。これも偶々ですか。」

被告人 「知りませんよ。ペンションのマッチなんてペンション中にたくさんあるんじゃないんですか。」

検察官 「この話はこの辺までにしましょう。では、消火された後のことを聞きます。
消火された後、あなたは現場に行きましたか」

被告人 「はい」

検察官 「そこには、あなた以外に誰がいましたか」

被告人 「さやかともう一人のアルバイトの女性とペンションの主人の3人だったと思
いますが」

検察官 「その3人は、何か言っていましたか」

被告人 「よく憶えていませんが、とにかく大騒ぎでした」

検察官 「あなたは、3人に何か言いませんでしたか」

被告人 「よく憶えていません。」

検察官 「『よく消したえらい！もっと燃えればよかった。』と言ったんじゃないでしょ
うか」

被告人 「さっき言ったとおり、よく憶えていません。」

検察官 「あなた、この発言何かおかしいと思いませんか。」

被告人 「どういう意味ですか。」

検察官 「『よく消したえらい』というのは消火したことを褒めているようですが、『も
っと燃えればよかった。』というのは、逆に消火に対して否定的な発言なよ
うに聞こえます。何か矛盾した変な発言だと思いませんか。」

被告人 「そう言われればそうですね。よく意味がわかりません。」

検察官 「そうですね。ところが、こんな不思議な言葉をね、現場にいた4人のうち
あなた以外の3人は、皆あなたが言った言葉だと別々に説明しています。こ
れも偶然ですか。」

被告人 「さあ。じゃあ、言ったのかもしれないね。」

検察官 「ところで、先ほどあなたは、カーテンに火を点けていないと言いました
ね。」

被告人 「はい。」

検察官 「でもね。あなた逮捕直後は火を点けたと認めていますよ。矛盾しませんか。」

被告人 「だからそれは、早く帰りたくてそう言っただけだって言ってるでしょ。」

検察官 「でもね、実際に、警察官から、『火を点けたことを認めれば、早く帰してやる。』と言われましたか。」

被告人 「そういうことは言われていません」

検察官 「じゃあ、こういうことですか。あなたは、認めれば早く帰れるだろうという自分の想像に基づいて、一旦は罪を認めたのだと。」

被告人 「まあ、そういうことになりますかね。」

検察官 「ふーん。でもね、あなたが罪を認めたのは、取調べが始まって10分も経っていない段階なんですよ。そんな段階でそこまで追いつめられたのですか。」

被告人 「別に追いつめられたというか・・・だから、酔ってたし眠くてしょうがなくてとにかく早く帰りたいかったですよ。」

検察官 「終わります」

裁判官 「以上でよろしいですか。」

弁護人 「少し質問したいのですが。」

裁判官 「どうぞ」

弁護人 「あなたが、一度だけ罪を認めたときね、警察官の質問の仕方はどんな感じだったの。」

被告人 「怒鳴ってました。『おまえだろう！』みたいな感じで。」

弁護人 「あなたはどう感じましたか。」

被告人 「怖かったです。このままだと犯人にされるなとも思いました。」

弁護人 「それで、自分が火を点けたと言ってしまったの。」

被告人 「はい。」

弁護人 「終わります。」

裁判官 「以上でよろしいですか。」

弁護人・検察官 「はい。」

裁判官 「では、これで被告人質問は終わりました。被告人は戻って下さい。」